

令和8年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 令和8年2月17日
- 2 招 集 日 令和8年2月24日
- 3 提出議案件数 25件  
    予 算 16件  
    条 例 8件  
    その他 1件
- 4 議案等件名  
    議案第4号 令和7年度西条市一般会計補正予算（第12回）  
                  について  
    議案第5号 令和7年度西条市国民健康保険特別会計補正予  
                  算（第4回）について  
    議案第6号 令和7年度西条市介護保険特別会計補正予算  
                  （第4回）について  
    議案第7号 令和7年度西条市壬生川財産区特別会計補正予  
                  算（第1回）について  
    議案第8号 令和7年度西条市病院事業会計補正予算（第2  
                  号）について  
    議案第9号 令和8年度西条市一般会計予算について  
    議案第10号 令和8年度西条市国民健康保険特別会計予算に  
                  ついて  
    議案第11号 令和8年度西条市介護保険特別会計予算につ  
                  いて  
    議案第12号 令和8年度西条市小松地域交流事業特別会計予  
                  算について  
    議案第13号 令和8年度西条市畑地かん水事業特別会計予算  
                  について  
    議案第14号 令和8年度西条市庄内財産区特別会計予算につ  
                  いて  
    議案第15号 令和8年度西条市壬生川財産区特別会計予算に  
                  ついて  
    議案第16号 令和8年度西条市後期高齢者医療保険特別会計  
                  予算について  
    議案第17号 令和8年度西条市水道事業会計予算について  
    議案第18号 令和8年度西条市病院事業会計予算について

別  
冊

|        |                               |   |    |
|--------|-------------------------------|---|----|
| 議案第19号 | 令和8年度西条市公共下水道事業会計予算について       | } | 別冊 |
| 議案第20号 | 財産の無償譲渡について                   |   |    |
| 議案第21号 | 西条市乳児等通園支援事業の利用料を定める条例について    |   | 2  |
| 議案第22号 | 西条市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例について  |   | 3  |
| 議案第23号 | 西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例について    |   | 4  |
| 議案第24号 | 西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について     |   | 5  |
| 議案第25号 | 西条市下水道条例の一部を改正する条例について        |   | 6  |
| 議案第26号 | 西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について     |   | 7  |
| 議案第27号 | 西条市黒谷水道設置及び管理条例の一部を改正する条例について |   | 8  |
| 議案第28号 | 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について       |   | 9  |

## 議案第20号 財産の無償譲渡について

(市民協働推進課)

### 1 提出の理由

旧明神木集会所用地を無償譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 譲渡する財産

土地

- (1) 所在 西条市明神木56番地
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 233.13㎡

### 3 譲渡の相手方

西条市明神木56番地

認可地縁団体 明神木自治会

議案第 2 1 号 西条市乳児等通園支援事業の利用料を定める条例について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

西条市立の教育・保育施設で実施する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の利用料を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 用語（第 2 条）

条例において使用する用語の定義について定める。

(2) 利用料（第 3 条）

利用料の額を、事業の実施 1 時間当たり 3 0 0 円とすること等を定める。

(3) 利用料の減免（第 4 条）

利用料の減免について定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 2 2 号 西条市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例  
について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

医師養成の実態及び社会情勢の変化を受けて実施した市内指定医療機関等の医師との意見交換を踏まえ、医師確保奨学金制度の実効性を高めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 奨学金の返還債務の免除要件の一つである指定医療機関での医師従事月数について、2年間短縮する。
- (2) 奨学金を申請できる者について、第1学年から第4学年までの者に改める。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師としての従事が困難となった場合においても、奨学生に不利益が生じないように、返還債務の免除に係る規定について整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 23 号 西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

(林業振興課)

1 提出の理由

林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 火入れの許可を受けた期間中において火入れを禁止する場合について、林野火災警報が発令された場合に改める。
- (2) 火入れ中において消火義務が発生する場合について、風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は林野火災警報が発令された場合に改める。
- (3) 林野火災注意報が発令された場合における火入れの禁止に関する努力義務を定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 24 号 西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

(産業振興課)

1 提出の理由

昨今の深刻な人材不足、資材価格高騰等の状況にあつて、苦境を打破すべく事業所の新設、増設等に積極的に取り組む企業に対する奨励措置を拡大するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

企業立地促進奨励金について、先端成長産業分野に属する事業の用に供されるものに係る奨励金の交付限度額を 5 億円から 10 億円に増額する。

また、今回の条例改正と合わせて西条市企業立地促進条例施行規則（平成 17 年西条市規則第 7 号）の改正を行い、奨励措置の対象産業に、新たに農畜産物処理加工施設で行う業を加えることを予定している。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 25 号 西条市下水道条例の一部を改正する条例について

(下水道業務課)

1 提出の理由

災害その他非常の場合において、排水設備等の新設等の工事を円滑に行うことができるようにするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

災害その他非常の場合において、市長が必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた工事店についても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする。

3 施行期日

公布の日

議案第26号 西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(水道工務課)

1 提出の理由

災害その他非常の場合において、給水装置工事を円滑に行うことができるようにするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした工事事業者についても、給水装置工事をを行うことができることとする。

3 施行期日

公布の日

議案第 27 号 西条市黒谷水道設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(水道工務課)

1 提出の理由

災害その他非常の場合において、給水装置工事を円滑に行うことができるようにするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

災害その他非常の場合において、市長が必要があると認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした工事事業者についても、給水装置工事を行うことができることとする。

3 施行期日

公布の日

議案第 28 号 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) サウナ設備について、消費熱量が小さい簡易サウナ設備と、それ以外の一般サウナ設備にそれぞれ定義する。
- (2) 簡易サウナ設備を設置する場合の基準として、建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離が確保されていること、並びに簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることを定める。
- (3) 簡易サウナ設備について、一般サウナ設備と同様に届出を要することを定める。
- (4) 住宅における火災の予防の推進に関する市の努力義務について、感震ブレーカーの普及促進を明記する。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 31 日